

**ＰＰＡ方式による公共施設への太陽光発電設備等導入事業
（重点対策加速化事業）
公募型プロポーザル 募集要領**

1 目的

本募集要領は、公共施設における再生可能エネルギーの創出、平時の温室効果ガスの排出抑制及び災害時の電源確保のため、ＰＰＡ方式による公共施設への太陽光発電設備及び蓄電池設備等（以下「設備」という。）の導入、運転管理及び維持管理、撤去を行う事業者を公募型プロポーザル方式により募集するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 事業概要

(1) 事業名

ＰＰＡ方式による公共施設への太陽光発電設備等導入事業（重点対策加速化事業）

(2) 事業内容

別添「ＰＰＡ方式による公共施設への太陽光発電設備等導入事業（重点対策加速化事業）仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

3 実施条件

本事業は環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）の活用を前提にしているため、提案者は、当該交付金の交付要綱、実施要領等を熟知し、当該交付金の交付条件を踏まえた提案を行うこと。

当該交付金は工事費等を対象として市補助金として間接交付されるため、工事費の内訳と併せて間接交付額を試算すること。設備導入対象施設や導入時期、間接交付限度額等については「【別表】太陽光発電設備等導入候補施設一覧」を参照とすること。

なお、当市の予算確保の状況及び当該交付金の内示状況により事業規模等が変更となる可能性があるものとする。

4 参加資格

応募者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 日本国内に本社又は支社を有し、専門技術者等の十分な業務遂行能力及び適切な執行体制を有している者
- (2) 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の各項に該当しないほか、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基

づく再生手続開始の申立て及び破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者

(3) 白岡市暴力団排除条例（平成２５年白岡市条例第２号）第２条の規定に該当しない者

(4) 国税及び地方税に滞納がない者

(5) 本業務を実施する体制の中に、以下の資格を有する者を含めること。

ア 建築士法（昭和２５年法律第２０２号）による一級建築士

イ 第一種、第二種又は第三種電気主任技術者

5 スケジュール

スケジュールは下表のとおりとする。書類等の交付や受付等については、土日及び祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分までとする。

日 程 (令和７年～令和８年 ※土日祝日を除く)	内 容
令和７年１２月 １日（月）	募集要領公表
１２月 １日（月）～１２月２４日（水）	質問受付（様式第１号）
１２月 １日（月）～１２月２４日（水）	資料閲覧及び現地調査申込受付 (様式２号)
１２月 １日（月）～１２月２６日（金）	資料閲覧及び現地調査期間
令和８年 １月１６日（金）	質問回答（ホームページ掲載）
１月 ５日（月）～ １月２３日（金）	企画提案書の受付（様式第３～ ５号）
２月 ９日（月） ２月１０日（火） 予備日	プレゼンテーション及びヒアリング
２月１３日（金）	審査結果通知及び受注候補者の 決定・公表

6 質問及び回答

質問がある場合は、質問書（様式第１号）を提出すること。ただし、質問は本募集要領に従い企画提案書等を作成する上で必要な事項に限る。

なお、口頭による質問は受け付けない。

(1) 提出書類

質問書（様式第１号） ＰＤＦ形式での提出

(2) 受付期間

令和７年１２月１日（月）～令和７年１２月２４日（水）まで

(3) 提出先

白岡市生活経済部環境課ゼロカーボン推進室

(4) 提出方法

電子メール kankyou@city.shiraoka.lg.jp

(5) 質問及び回答の公表

市公式ホームページにおいて、事業者名等を除き質問及び回答を令和8年1月16日（金）に公表する。市公式ホームページへの掲載以外での質問に対する回答は行わない。

7 資料閲覧及び現地調査

資料閲覧及び現地調査を希望する場合は、資料閲覧及び現地調査申込書（様式第2号）を提出すること。ただし、資料閲覧及び現地調査の実施有無については事業者選定の際の評価に影響のないものとする。

なお、資料閲覧及び現地調査については、事業者ごとに各2回を限度とする。回数上限を超過しない場合であれば、受付期間内の申込書の提出が複数回にわたっても認める。

(1) 提出書類

資料閲覧及び現地調査申込書（様式第2号） PDF形式での提出

(2) 受付期間

令和7年12月1日（月）～令和7年12月24日（水）まで

(3) 提出先

白岡市生活経済部環境課ゼロカーボン推進室

(4) 提出方法

電子メール kankyou@city.shiraoka.lg.jp

ただし、希望日の2日前（土日祝日を除く）までに提出すること。

(5) 実施期間

令和7年12月1日（月）～令和7年12月26日（金）まで

※土日祝日を除く

・資料閲覧 午前9時から正午まで

・現地調査 午後1時30分から午後4時30分まで

実施日については希望日になるべく沿うかたちで市が事業者へ通知する。

(6) 対象施設

「【別表】太陽光発電設備等導入候補施設一覧」のとおり

(7) 留意事項

ア 資料の閲覧について、資料の複写持ち出しは不可とする。ただし、各自で持参したスキャナーやカメラでの撮影は可能とする。

イ 希望日時に沿えない可能性があること。

ウ 市が指定した日時以外の資料閲覧及び現地調査は認められないものとする。

エ 各施設への移動手段は各自で手配すること。

オ 現在立ち入りが制限されている市役所庁舎については、現業棟のみを調査対象とすること。

8 必要書類の提出

(1) 受付期間

令和8年1月5日（月）～令和8年1月23日（金）まで

(2) 提出書類

ア 企画提案書（様式第3号）

様式第3号を表紙とし、それぞれの書類に通しのページ番号を記載すること。
仕様書の内容を踏まえたものであること。提案内容の様式は自由とする。

イ 事業報告書（直近事業年度）

事業内容が分かるカタログやパンフレット等でも可

ウ 法人登記事項証明書（原本）

履歴事項全部証明書：3か月以内のもの

エ 貸借対照表（直近3年分）

オ 損益計算書（直近3年分）

カ 事業実施体制図

代表事業者名、構成関連事業者名を示し、それぞれの事業者の関係や役割分担を示したもの。体制図には資格所有者を記載すること。

キ 業務実績調書（様式第4号）

過去5年間のうち、本業務の内容と同一又は類似の業務実績を証明するものとして、契約書や仕様書、協定書等の写しを添付すること。

ク 誓約書（様式第5号）

(3) 提出方法

上記(2)のデータを、担当窓口メール又は電子媒体（CD-Rなど）で提出すること。

※ 電子媒体（CD-Rなど）を持参する場合は、土日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

※ 郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(4) 提出先

〒349-0292 埼玉県白岡市千駄野432番地
白岡市生活経済部環境課ゼロカーボン推進室
kankyou@city.shiraoka.lg.jp

9 企画提案書（様式第3号）の内容

「【別表】太陽光発電設備等導入候補施設一覧」に記載の施設を対象に、仕様書を参照のうえ以下の内容で作成すること。

(1) 技術提案

ア 導入設備の内容

導入設備及びその容量等を具体的、かつわかりやすく記載すること。

イ 太陽光発電設備及び蓄電池の設備容量並びに温室効果ガス排出削減量、温

室効果ガス排出削減量効果の計測・検証方法

※ 二酸化炭素排出量係数については、東京電力エナジーパートナー株式会社が公表する最新の値を用いる。また、設備利用率の設定根拠を示すこと。
(参考にしたデータベースや資料があればそれらを記載すること。)

※ 過去の電気使用量等及び面積を参考に算定すること。

ウ 災害等、非常時の利用方法等

(2) 実施体制

ア 実施体制、設備導入工程表、事業フロー及び運転期間における維持管理等のスケジュール

イ 市内業者の活用計画

ウ 運転中のメンテナンス計画及び実施体制など

エ 事業実施中に発生するリスク

「【別紙】予想されるリスクと責任分担表」に係る対応等について明記すること。

オ 事業実施に関する保証

設備の導入から運転期間中、撤去までに係る全ての保証。

(3) 電気料金

運転期間中における市の電気料金の負担

現行の総額料金との比較・運転期間20年間分の電気料金シミュレーション等、国の補助金を合わせた額等も入れた場合の算出根拠を含む。

(4) その他

ア 施設の雨漏り対策等

イ 施設及び他設備等への配慮等

既設建物及びその空調・換気・水道・電気設備に対する配慮のほか、日影・反射光・輻射熱の影響がある場合にはその対策

10 事業実施予定者の選定、通知

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

市は審査委員においてプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を実施し事業者選定を行う。なお、審査委員による審査過程は非公開とする。

ア 実施日

令和8年2月9日(月)(予備日:2月10日(火))

イ 開催場所

白岡市役所または、市内公共施設

ウ 審査時間

プレゼンテーションは20分とし、質疑応答を10分とする。なお、プレゼンテーション前後に5分ずつ準備・撤去の時間を設けるものとする。

(2) 評価・選定方法

下記の評価基準に基づいて評価点を算定し、その合計点数が60点以上でか

つ最も高い事業者を事業実施予定者として選定する。最高得点者が複数の場合は、審査委員による投票で決定するものとする。なお、事業実施予定者が辞退又は失格となった場合は、次順位の応募者を事業実施予定者として選定することとし、以降も同様とする。ただし、合計点数が60点を下回った応募者は選定の対象とならない。企画提案を評価する基準は、おおむね下表のとおりとする。

No.	評価項目	評価内容	配点	総合点
1	技術提案	・導入設備の内容、設備容量に具体的な提案があるか。	10	40
		・技術提案に具体性・妥当性があるか。	10	
		・二酸化炭素排出量の削減効果が高いか。	10	
		・災害等、非常時利用の内容が充実しているか。	10	
2	実施体制	・無理のない実施体制、スケジュール等となっているか。	10	30
		・市内事業者を活用する提案となっているか。	10	
		・明確なメンテナンス計画、実施体制等となっているか。 (定期点検、設備更新計画など)	10	
3	電気料金	・運転期間中における市の電気料金総額は現行と比較して小さいか。	10	10
4	事業実績	・過去5年間のうち、類似する太陽光発電設備施工実績がどの程度あるか	10	10
5	その他	・施設の雨漏り対策や他設備への配慮等が対策されているか。	10	10
合 計 点			100	

(4) 選定結果の通知

市は、全ての応募者に対して書面により選定結果を通知するものとする。また、市公式ホームページにおいて公表する。

1.1 事業者の取扱い

審査の結果、事業候補者に選定された者は、最終的な事業計画書を市へ提出し、それを市が認めた場合には、随意契約相手方候補者となる。

ただし、次の事項に該当する場合には契約締結しない。

- (1) 事業候補者の一方的な都合により提案内容を履行しないなど市の求める条件等に満たない事業計画書等が提出され、かつ改善の見込みがない場合
- (2) 事業計画策定途中で事業候補者が何らかの理由で事業候補者としての資格がなくなると市が認めた場合

上記(1)、(2)の場合、市は第2位順位の応募者を繰り上げ、本事業における第1位順位の事業候補者とすることができる。この場合、不適とされた事業者に損害が生じて市は一切補償しない。(第1位順位の事業候補者を不適とした場合で、かつ第2位順位以下に応募者がいない場合は不調とする。)

1 2 参加者の失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出期限までに必要書類の提出がなかったもの
- (2) 提出書類に不備、又は虚偽の記載があったもの
- (3) 参加資格要件を満たさなくなった場合（経営状態が著しく不健全である場合も含む）
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為を行った場合
- (5) その他、本事業の遂行にふさわしくないと認められた場合

1 3 その他注意事項

- (1) 本プロポーザルに参加するために要した一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された全ての書類については、返却しない。
- (3) 応募者が1者であっても、評価を行い、事業予定者として適当でないと認められる場合には、事業予定者に選定しないことがある。
- (4) 事業予定者に選定されたことをもって、契約締結が確定するわけではなく、協議により仕様等の訂正・追加・削除を行い確定させた後、同者とサービス提供に関する1者随意契約を行い、契約書の取り交わしをもって契約成立となる。また、提案内容が全て仕様に盛り込まれるわけではないことに留意する。
- (5) 本プロポーザルにおいて提出された提案書等の著作権は応募者に帰属するが、情報公開請求があった場合は、「白岡市情報公開条例」に基づき、公開することができるものとする。
- (6) 事業において使用する言語は日本語とし、通貨単位は円とする。また、計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。

【担当窓口】

〒349-0292

白岡市生活経済部環境課ゼロカーボン推進室

電話 0480-92-1111

E-mail kankyou@city.shiraoka.lg.jp